

令和4年4月

関係団体各位

大阪市健康局
健康推進部生活衛生課長

優秀標贈呈事業の終了及び食品衛生・環境衛生優良施設表彰事業の実施について

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、生活衛生行政の推進に、格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、大阪市では、積極的に設備の改善と衛生的取扱いの向上に努めている営業施設を対象に、特に優秀な衛生状態を保持する施設に対して「優秀標」を贈呈しており、昭和32年の事業開始以来、営業者の御努力を顕彰するとともに、一般消費者や市民に対しましても、制度の周知と情報の提供に努めてまいりました。

令和4年の優秀標贈呈を2月に行わせていただいたところではございますが、この間、事業の見直しを行った結果、自主衛生管理の向上という優秀標贈呈事業の役割を果たせたものとして、今回の贈呈をもって事業を終了し、今後は保健所による調査を基にした推薦による「食品衛生・環境衛生優良施設表彰事業」を実施することとなりました。引き続き、積極的な衛生向上と一般消費者や市民に対する周知・情報提供に御協力をお願いいたします。

また、本件について貴会員の皆様へ周知いただくとともに、許可更新時調査及び平常監視等の際に行います本表彰事業に係る調査に御理解と御協力をお願いいたします。

《食品衛生・環境衛生優良施設表彰概要》

◎対象施設

- 食品衛生関係・・・① 更新を迎える許可取得施設（自動販売機、露店、自動車営業を除く）
② 集団給食施設
環境衛生関係・・・旅館業法、興行場法、公衆浴場法、理容師法、美容師法、クリーニング業法（取次のみ施設を除く）及び大阪府遊泳場条例の適用を受ける業種

◎候補選定

許可更新時調査・平常監視等の際に、併せて表彰に係る調査を行わせていただきます。

◎表彰

一定基準を満たす施設のうち、採点数の上位（※）を候補とし、審査のうえ表彰。
※食品衛生関係・・・300施設以内 環境衛生関係・・・150施設以内

（問合先）大阪市健康局健康推進部生活衛生課
辻・片川：TEL:06-6208-9981

《表彰事業実施スケジュール》

◎令和4年4月～

【優秀標贈呈事業】の終了と【食品衛生・環境衛生優良施設表彰事業】の実施について、周知・広報を行ってまいります。

(参考) 大阪市ホームページ

大阪市食品衛生・環境衛生優良施設表彰について

<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000562763.html>



◎令和4年4月～令和5年3月

許可更新時調査や平常監視等の際に、保健所が表彰にかかる調査を併せて行わせていただきます。

◎令和5年9月頃

令和5年3月末までの調査に基づきまして、表彰が決定した施設に対して表彰状を贈呈させていただきます。

優秀標贈呈事業が終了し、
新しい表彰制度が始まります！

優秀標▶

令和5年度
より実施

優良施設
表彰



『優良施設表彰』
保健所が1年間に審査・
採点を行った施設のうち、
基準を満たす上位一定数
を表彰する制度

- ◎ 申請手続き不要
- ◎ 許可更新時や平常監視の際に、同時に審査を実施させていただきます。

自主衛生管理の推進や向上に取り組む営業者の努力を顕彰し、これを一般消費者や市民に周知啓発を図ることを目的に昭和32年より令和4年までの間、優秀標の贈呈を行ってきましたが、令和4年2月の第66回を最後に優秀標贈呈事業を終了し、令和5年度より新たな表彰制度を実施いたします。